

17. 鹿嶋市立図書館ボランティア要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省告示第132号）に準拠し、ボランティアの参加促進を図るため、鹿嶋市立図書館ボランティア（以下「ボランティア」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(ボランティアの資格)

第2条 ボランティアの資格は、中学生以上及び成人とする。

(ボランティアの活動及び報酬)

第3条 ボランティアの活動は、次の表のとおりとし、図書館利用者のプライバシー保護のため、コンピュータを直接操作する作業は行わないものとする。

活動分野	活動内容
(1) 資料配架	図書館資料の配架、配列の整頓等
(2) 資料整理	受贈資料等の整理
(3) 環境美化	館内外の美化
(4) 資料装備	図書の装備及び修理等
(5) 特技をいかしたもの	ビデオ編集等

2 ボランティアの活動は、全て無償で行うものとする。

(ボランティアの活動日)

第4条 ボランティアの活動日は、職員の勤務時間内において、登録者の都合に応じた日、時間に活動するものとする。

ただし、業務の繁忙に応じて、館長は活動日の調整を行うことができる。

(登録の手続)

第5条 ボランティアに登録を希望する者は、鹿嶋市立図書館ボランティア登録申請書（様式第1号）を鹿嶋市立中央図書館長（以下「館長」という。）に提出するものとする。

ただし、申請にあたって、18歳未満の者は保護者の同意を必要とするものとする。

(登録証の交付)

第6条 館長は登録を許可した者に対して、鹿嶋市立図書館ボランティア証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録の期間)

第7条 ボランティアの登録期間は、登録者より登録の抹消の申し出があるまでの間とする。

(登録の抹消)

第8条 登録者が鹿嶋市立図書館管理運営規則第12条により、図書館利用の制限を受けるに至った場合、活動・行為に不適切な内容が認められた場合、または、引き続き1年以上活動のない場合は、館長は登録の抹消ができるものとする。

(登録者の研修)

第9条 登録者は、活動を開始するに当たり、館長が設けた鹿嶋市立図書館ボランティア研修（別表1）を受講しなければならない。

ただし、過去において継続的にボランティア活動を行ってきた者、図書館における一定期間の業務経験者、司書、司書補及び司書教諭の有資格者、大学、大学院において、図書館学または図書館情報学を専攻した者については、研修科目の一部を免除することができる。

(守秘義務)

第10条 登録ボランティアは、活動中に知り得た図書館利用者のプライバシーに関する情報

を漏らしてはならない。ボランティアを退いた後もまた同様とする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

鹿嶋市立図書館ボランティア研修カリキュラム

科 目	受講時間
図書館概論	0.5 時間
日本十進分類法	0.5 時間
配架概要	0.5 時間
O P A C 利用法	0.5 時間